

薬生食輸発0702第2号
令和3年7月2日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産アーモンド加工品のアフラトキシン、スリランカ産赤とうがらしのトリアゾホス及びブルキナファソ産ごまの種子のアフラトキシン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年6月29日付け薬生食輸発0629第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インド産アーモンド加工品のアフラトキシン、スリランカ産赤とうがらしのトリアゾホス及びブルキナファソ産ごまの種子のアフラトキシンについて、検査命令を解除したことから、令和3年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和3年7月2日	インド	アーモンド加工品(アーモンドを30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン	
	スリランカ	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリアゾホス)	
	ブルキナファソ	ごまの種子	アフラトキシン	